

東北総合通信局 平成25年度重点施策

－ICTで築く活力ある東北へ－

東北総合通信局は、東北地域の発展と東北地域における安心・安全の確保に情報通信の面から寄与することを基本的なミッションとして、情報通信基盤整備の促進、ICT利活用の促進、ICT利用環境の確保、電波の有効利用の促進、電波利用環境の確保等に努めています。

平成25年度は、この東北地域が一昨年に発災した東日本大震災からの復興を着実に進めていく必要がある状況をかんがみ、次の事項を柱とする重点施策に全力を挙げて取り組みます。

- I. 東日本大震災からの復興の着実な推進
- II. ICTを活用した災害対策の推進
- III. 東北地域の成長・発展を支える情報通信基盤整備・ICT利活用の推進
- IV. 安全で安心できるICT利用環境の確保
- V. 地上デジタル放送受信環境の着実な整備

I. 東日本大震災からの復興の着実な推進

東日本大震災からの復興を進める地域が街づくりを行うに当たって必要となる情報通信基盤整備を支援します。また、被災した地域が抱える課題について情報通信技術（ICT）を活用して効率的・効果的に解決する取組みを支援するとともに、被災地の産業の復興を支える情報通信基盤の早期復旧を促進します。

1 復興街づくりへの支援

(1) 関係機関との連携による情報通信基盤の円滑な整備の促進

被災した自治体における復興計画に基づく高台移転等の新たな街づくりに合わせて情報通信基盤の円滑な整備を促進するため、自治体、電気通信事業者、放送事業者、国の機関等の関係機関の間で情報共有・連絡調整を行う「東日本大震災ICT復興促進連絡会議」を開催し、官民一体となって被災地域の復興を支援します。

(2)復興街づくりにおける情報通信基盤整備への支援

復興計画に基づく高台移転等の新たな街づくりが本格化しますが、住民が新しい生活を円滑に開始できるようにするとともに、ICTを活用した創造的な復興を実現するためには、超高速ブロードバンドや放送の受信環境等、情報通信基盤の一体的な整備が必要となります。新たな街づくりを行う地域に住民生活・地域の活性化に必要な情報通信基盤を整備する自治体を「復興街づくりICT基盤整備事業」により支援します。

(3)被災した情報通信基盤の復旧への支援

大震災により被災した地域のFTTH等のブロードバンドサービス施設、公共施設間を結ぶ地域公共ネットワーク施設及び地域住民に多様な生活情報等を届ける地域ケーブルテレビ等の復旧整備を「情報通信基盤災害復旧事業」により支援します。

2 ICTを活用した復興支援

(1)地域のきずなの再生・強化への支援

地元地域と避難住民との間の円滑なコミュニケーションの確立により、地域のきずなの再生・強化を図るため、仮設住宅や全国各地に避難している住民に対して、地元地域の行政情報、生活情報、復興情報等を正確・迅速に提供するとともに、地域のコミュニケーションを円滑化するための情報通信環境の構築を「ICT地域のきずな再生・強化事業」により支援します。

(2)震災記録・記憶を保存するデジタルアーカイブの構築への支援

写真、動画、書籍等の震災に係る記録・記憶を防災教育、防災対策等へ活用するとともに次世代へ継承するため、ICTを活用した震災の記録・記憶を収集・保存・活用するシステム（デジタルアーカイブ）を構築する自治体を「被災地域記録デジタル化推進事業」により支援します。

(3)災害に強い医療情報連携基盤の構築への支援

ICTを活用した災害に強い医療情報連携基盤の整備による、被災県における切れ目のない医療提供体制の復興を目指し、地域医療圏の中核的医療機関、診療所、薬局、介護施設等の保有する患者・住民の医療・健康情報を安全かつ円滑に記録・蓄積・閲覧するための医療情報連携基盤の構築を「東北メディカル・メガバンク計画（東北地域医療情報連携基盤構築事業）」により支援します。

(4)スマートグリッド通信インタフェースの導入への支援

ICTの活用による地域コミュニティ内における高度なエネル

ゲームマネジメントの実現に向け、地域コミュニティ内の電力供給側、電力需要側のそれぞれに設置される機器・設備等を通信ネットワークを介して制御するために必要な設備の整備を「スマートグリッド通信インタフェース導入事業」により支援します。

3 被災地の産業の復興への支援

被災した漁業用海岸局の復旧の促進

大震災により多数が休止状態となっている漁業用海岸局は、被災地の基幹産業の一つである漁業の復興に不可欠な情報通信基盤であることから、関係機関と連携して早期復旧を促進するとともに、漁業の本格復興に向け、海岸局の最適配置および漁業通信の高度化等を支援するための調査検討を行います。

Ⅱ. ICTを活用した災害対策の推進

災害が発生した場合に災害情報や避難指示が住民に確実に伝達可能となるよう、情報伝達手段の多重化・多様化、ネットワークの強じん化及び防災行政無線等のデジタル化を促進するとともに、臨時災害放送局等の災害時に有用な放送の活用を促進することにより、地域の災害対策をICTの活用の面から支援します。

1 防災情報伝達の確実性の確保

(1) 災害情報の集約・配信機能を備えた防災情報通信基盤の整備の促進

東日本大震災発災時、住民の多くは行政による災害情報の提供が不十分だったと認識し、自治体においても災害情報の迅速・的確で確実な提供が課題と認識しています。災害関連情報が住民等に確実に伝わるような伝達手段の多重化・多様化を図るため、被害状況や避難指示・勧告等の災害関連情報を集約・共有し、テレビ、ラジオ、メール、インターネット等の多様なメディアを通じて住民に一括して配信可能なシステムを構築する自治体を「防災情報通信基盤整備事業」により支援します。また、災害関連情報の配信にあたっての「公共情報コモンズ」の活用の有効性について周知を図ります。

(2) 地域公共ネットワーク等の強じん化の促進

東日本大震災では、アンテナ・携帯鉄塔の倒壊や停電、津波による光ケーブルの流出や機器水没、土砂崩れによる光ケーブルの断線等により、携帯電話、ケーブルテレビ、地域の公共ネットワーク等が切断され、被害状況の把握や被災者保護・支援に支障を来しました。災害救助・復旧に多大な影響を及ぼす災害時の通信遮断を回避するため、自治体等の所有する地域の公共ネットワークや、公共性

の高い民間事業者の所有するネットワークについて、防災上の観点から必要な箇所の無線による多重化や有線迂回路等の整備などの強じん化を「地域公共ネットワーク等強じん化事業」により支援します。

(3) 防災用等のデジタル無線システムの整備の促進

東日本大震災等を踏まえ、市町村が行う被災状況の把握や救急・救命活動に重要な役割を担う防災行政無線及び消防・救急無線について、音声通信に加えてデータ伝送や準動画など情報量を多く含む通信が可能となるデジタル化を支援します。

2 災害時に有用な放送の活用

東日本大震災において、放送は即時性の高い災害情報の発信で大きな役割を發揮しました。特に、ラジオは有用性が高く、24の市町に開設された臨時災害放送局（FM局）は、給水、炊き出し、安否の情報等、きめ細かい情報を発信することで被災者支援に大きく貢献しました。今後の災害の際にこの臨時災害放送局を活用できるよう、「臨時災害放送局開設等の手引き」（*1）を活用して制度の周知や相談対応を進め、自治体における災害対策を支援します。

また、災害時にも有用な機能を發揮し得ることから、市町村域の地域密着の情報を発信するコミュニティ放送局や、地デジ用周波数のホワイトスペース(*2)を活用して映像を含めた地域の様々な情報を発信できるエリア放送局の普及を促進します。

Ⅲ. 東北地域の成長・発展を支える情報通信基盤整備・ICT利活用の促進

東北地域の成長・発展を支える超高速ブロードバンド(*3)等の情報通信基盤の整備を促進するとともに、産学官連携によりICTの利活用を促進します。また、将来の情報通信基盤の整備とICTの利活用を支えるICT分野の研究開発を促進します。

1 情報通信基盤整備の促進

(1) 超高速ブロードバンド基盤の整備の促進

東北地域における超高速ブロードバンドの利用可能世帯率は94.7%（平成24年3月末現在）であり、未だ超高速ブロードバンド基盤が整備されていない地域があります。過疎地・離島等における遠隔医療・遠隔教育をはじめとする超高速ブロードバンドの利活用の向上に資する観点から、その基盤整備を実施する自治体等を「情報通信利用環境整備推進事業」により支援します。

(2) 携帯電話の通信エリア拡大の促進

山間部や沿岸部などの条件不利地域等において携帯電話を利用することができない地域があります。地域住民の利便性や暮らしの安心・安全を確保することができるよう、「携帯電話等エリア整備事業」により携帯電話の通信エリアの拡大を支援します。

2 産学官連携によるICT利活用の促進

(1) 東北情報通信懇談会等と連携した地域への情報発信

地域の特性に応じた情報通信の普及促進を図るために東北地方の産学官が結集して幅広い活動を実施している東北情報通信懇談会等と連携し、講演会、セミナー、シンポジウム、調査研究等によりビッグデータ、G空間（地理空間）情報等、ICTに関する最新の動向を情報発信します。

(2) ICTを活用した新たな街づくりの促進

災害に強い街づくり、超高齢化社会への対応、地域経済の活性化、雇用創出等、地域が抱える課題を解決するため、ICTを活用した新たな街づくりを早期に実現することが必要です。センサー、ワイヤレス、クラウド等のICTを社会実装した新たな街（ICTスマートタウン）の実現に向けた検討を支援します。

(3) 地域コンテンツの海外発信の促進

我が国の放送コンテンツは海外から高い評価を得ており、放送コンテンツが持つ発信力を活用することで、日本のプレゼンスの向上、訪日観光客の増加などが期待できます。地域の映像コンテンツについて、その制作への支援を行い、海外発信を促進します。

(4) データセンターの地域分散の促進

喫緊の課題である首都直下地震等に備え、社会経済のインフラである情報通信基盤の耐災害性・信頼性を向上させるため、東京圏に集中する重要なデータをバックアップできる体制を強化するとともに、地方における設備投資の機会を増大させること等を目的として、データセンターの地域分散を促進します。

3 将来の情報通信基盤整備・ICT利活用を支えるICT研究開発の促進

(1) 戦略的情報通信研究開発推進制度（SCOPE）による研究開発の促進

ICT分野の競争的研究資金制度として、我が国の復興・再生はもとより、持続的な成長と社会の発展、安全で豊かな国民生活の実現等に積極的な役割を果たし、我が国の科学技術イノベーションカ

を高めることを目的とする戦略的情報通信研究開発推進制度（SCOPE）について、ICT分野の研究開発力を有する東北地域の大学、研究機関等による活用を促進します。

(2) 新世代通信網テストベッド（JGN-X）を活用した研究開発の促進

情報通信研究機構（NICT）の新世代通信網テストベッド（JGN-X）を活用することにより、現在のネットワークではできない柔軟な設定・運用を可能とする新世代ネットワーク(*4)の機能を用いた研究開発が可能であり、大学、研究機関等による活用を促進します。

(3) 情報通信ネットワークの耐災害性強化のための研究開発の促進

耐災害性強化のための研究開発に当たり、NICTが東北大学と連携して同大学片平キャンパスに設置している耐災害ICT研究センターのテストベッドを活用することが可能であり、大学、研究機関等による活用を促進します。また、耐災害に係る研究開発成果の全国への発信を支援します。

IV. 安全で安心できるICT利用環境の確保

誰もが安心・安全にICTを利用できる環境の整備を目指し、インターネット利用に関する情報リテラシーの向上促進、情報セキュリティ対策についての周知啓発、電気通信サービスに関する消費者保護、事業者の設備の安全・信頼性の向上促進、良好な電波利用環境の確保等に取り組みます。

1 安心・安全な青少年インターネット利用環境の整備

(1) 関係機関との連携による青少年の安心・安全の確保

スマートフォン等が青少年にも急速に普及してきており、その利用におけるリスクについて認識や対応能力を向上させることが必要となっています。「東北青少年安心ネット利用環境づくり連絡会」を活用して関係機関(自治体(教育委員会等)、PTA連合会、インターネット防犯連絡協議会、電気通信事業者等)と連携を図りながら、青少年のインターネットリテラシーの向上のための周知啓発活動等、インターネット利用環境の整備を推進します。

(2) 出前講座による周知啓発の推進

ケータイ依存、ネットいじめ、ネット誘引、ネット詐欺等のトラブルから子どもたちを守るために必要となる知識の向上を目的とし

て学校を訪問して開催するe-ネットキャラバン「e-ネット安心講座」について、その活用を促進します。

2 情報セキュリティ対策の促進

政府機関や企業へのサイバー攻撃の発生等、インターネット利用における情報セキュリティ上のリスクが増大しており、また、急速に普及しているスマートフォンでは、これまでの携帯電話端末に比べて、アプリケーションを通じた個人情報漏洩などのリスクが大きくなっていることから、必要となる情報セキュリティ対策についてセミナー、研修会等を活用して周知啓発を図ります。

3 電気通信サービスに関する消費者保護施策の推進

(1) 関係機関との連携による消費者保護の推進

電気通信サービスに関する消費者トラブルの円滑な解決の促進と、消費者視点を反映した行政運営の推進を図るため、消費生活センターと苦情・相談等の新たな事例の蓄積・分析や情報の共有を図るとともに、「電気通信消費者支援連絡会」を開催して消費生活センター、電気通信事業者等の関係機関の間で情報交換・意見交換を実施します。

(2) 消費者への情報提供の推進

インターネット、携帯電話等の電気通信サービスを消費者が安心して利用できるよう、当局ホームページ「消費者情報コーナー」の充実、「電気通信サービスQ&A」等のパンフレットの配布等、消費者への電気通信サービスに関する情報の提供を的確に行います。

4 放送事業者の設備の安全・信頼性の向上促進

災害時に大きな役割を果たすことが期待される放送事業者は、放送用の設備に起因する事故の防止に努めているところですが、一層安全性・信頼性の向上が図られ、視聴者に対して安定した放送が継続されるよう、設備の点検状況の把握、放送法令に定める基準への適合性の確認等を進めます。

5 良好な電波利用環境の確保

重要無線通信妨害申告をはじめとした混信及び電磁障害の申告、相談に迅速かつ的確に対応して、原因を究明し、障害を排除するとともに、電波利用環境に関する周知啓発を推進することにより、安心して利用できる良好な電波利用環境を確保します。

V. 地上デジタル放送受信環境の着実な整備

地デジ化後に新たに難視となり、未対策の地区について、暫定衛星対策終了の平成27年3月までに対策を終えることを目途に、自治体、放送事業者等の関係機関と一体となって対策手法の策定、地域住民への説明・相談対応、支援事業を進め、地上デジタル放送受信環境の着実な整備に努めます。なお、福島原発事故により避難され、帰還されていない地区については、住民の方々の帰還状況等を確認しながら対策を進めます。

- * 支援策の中には、25年度政府予算案段階のものがある。
- * 1 東北コミュニティ放送協議会及びNPO法人東日本地域放送支援機構とともに策定。
- * 2 ホワイトスペース：放送用などの目的に割り当てられているが、地理的条件や技術的条件によって他の目的にも利用可能な周波数。
- * 3 超高速ブロードバンド：FTTH、CATV インターネット、FWA、BWA（FTTH 以外は下り 30Mbps 以上のものに限る）。
- * 4 新世代ネットワーク：今後新たに出現するであろう、技術的更には社会的要求にこたえられる、現在のインターネット技術にかかわらない、新しい概念に基づくネットワーク。顕在化する社会問題を解決し、人や社会の潜在能力を開花させ生活の質や生産性を向上させる新しい価値観を創造することを目指した、未来社会を支えるネットワーク。